

令和5年度集団指導 ～介護老人福祉施設～

これまでの運営指導による指摘・指導事項例

令和6年3月
富山県厚生部高齢福祉課
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課

◎基準条例等について

- ▶ 法：「介護保険法」（平成9年12月17日法律第123号）
- ▶ 省令：「介護保険法施行規則」（平成11年3月31日厚生省令第36号）
- ▶ 基準省令：「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）
- ▶ 解釈通知：「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第43号）
- ▶ 基準告示：「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）
- ▶ 施設基準：「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成27年厚生労働省告示第96号）
- ▶ 留意事項通知：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月8日老企第40号）
- ▶ 県条例：「富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月12日富山県条例第65号）

I . 運営に関する事項

事例 1 : 従業者の員数、勤務体制の確保

指摘事項

- ・ 看護職員のうち、他職種または併設する通所介護事業所等の看護職員と兼務発令されている者について、当該施設において看護職員として従事した勤務時間が明確に区別されていないため、当該施設の看護職員の必要数が確保されているか確認できない（常勤換算数が不明）。
- ・ 勤務表に全ての従業者が記載されていない。また、常勤・非常勤の別等が明確になっていないため、人員基準を満たしているか確認できない。

●ポイント

- ・ 従業員の常勤換算数については、毎月勤務表に明記するなどし、基準を満たしていることを確認できる体制を整えること

●根拠法令

- ・ 看護職員の配置について
 - * 県条例第 5 条（基準省令第 2 条）
 - (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下、看護職員という）
 - ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上とすること。
- ・ 勤務体制の確保
 - * 県条例第 30 条（基準省令第 24 条）
 - 1 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ・ 解釈通知第 4・27
 - (1) 同上第 1 項は、指定介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものである。

事例 2 : 重要事項説明書①

指摘事項

- ・ 報酬改定において廃止となった加算が記載されていた。
- ・ 加算単位数等に誤記が見られた。
- ・ 苦情処理の体制及び手順が記載されていない。
- ・ 第三者評価の実施状況が記載されていない。
- ・ 入所者の入院・外泊時の際の空床を利用して短期入所生活介護を提供する場合の居住費の取扱いについて明記されていない。

●ポイント

- ・ 苦情処理については、受付窓口だけでなく、苦情処理の体制及び手順まで記載する必要がある。
- ・ 第三者評価の実施状況については、**実施の有無にかかわらず**記載する必要がある。実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況について明記すること（実施していない場合は、「実施なし」と明記すること）。

●根拠法令

- ・ 重要事項説明書の同意及び内容について

* 県条例第 7 条（基準省令第 4 条）

- 1 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第 29 条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

* 解釈通知第 4・2

基準省令第 4 条は、指定介護老人福祉施設は、入所者に対し適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該指定介護老人福祉施設の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価実施状（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、（略）。

事例 2 : 重要事項説明書②

● 根拠法令

・ 苦情処理について

* 県条例第39条（基準省令第33条）

1 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

* 解釈通知第4・35

(1) 基準省令第33条第1項にいう「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示すること等である。

・ 居住費について

* 県条例第14条（基準省令第9条）

1、2 (略)

3 指定介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1)(略)

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3)～(6) (略)

4 (略)

5 指定介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

事例 3 : 運営規程

指摘事項

食費・居住費・その他費用の金額を明記すること。
また、重要事項説明書に記載されている費用の内容及び金額と整合性を取る
こと。

●ポイント

・利用料の具体的な金額については、重要事項説明書や料金表などに記載されている内容（食費や居住費、その他費用の金額）を運営規程にも記載すること。

●根拠法令

・解釈通知第4・26(抜粋)

「その他費用の額」は、支払いを受けることが認められている費用の額を指すものであること。

・「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」（平成17年厚生労働省告示第419号）
八（抜粋）

居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料について、その具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うこと。

事例4：介護保険給付対象外サービス料金について①

指摘事項

介護サービス費に含まれる費用を入所者に自己負担させていた。

●ポイント

<自己負担を求めてもよい場合のルール>

- ①保険給付の対象となるサービスと重複していないこと。
- ②あいまいな名目でないこと。
- ③利用者(又はその家族など)の自由な選択に基づくものであること。また、事前に十分な説明を行い、同意を得ておくこと
- ④実費相当額の範囲内であること。
- ⑤内容と額を運営規程で定めておかなければならない。また、重要事項として施設の見やすい場所に掲示すること。
(額が変動する性質のものは「実費」という記載でも可)

☆車いす、エアマットなどの介護用品、衛生材料(ガーゼ・カテーテルなどの処置材料)、受診送迎費、栄養補助食品など、サービス提供に必要なもの、もしくは利用者の健康状態に応じたケアマネジメントにより必要と施設が判断したものは、本来施設が用意し提供しなければならず、基本的に徴収不可。

(施設が準備したものの以外に個人で所有を希望した場合や家族等が希望し提供した場合などは徴収可)

事例4：介護保険給付対象外サービス料金について②

●根拠通知

・「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）（抜粋）

2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が利用者等から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、以下に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

①「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。

②保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の受領は認められないこと。

したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。

③「その他の日常生活費」の対象となる便宜は、利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、事業者又は施設は「その他の日常生活費」の受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。

④「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。

⑤「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、当該事業者又は施設の運営規程において定められなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。

(別紙)

(7) 留意事項

①(1)から(6)の①に掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品（例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、利用者等の希望を確認した上で提供されるものをいう。したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者等に対して一律に提供し、すべての利用者等からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。

Ⅱ. 報酬及び加算について

事例 1 : 日常生活継続支援加算①

指摘事項

- ・ 算定月の前6月又は前12月間における新規入所者の総数に占める「要介護4又は5の者」又は「認知症自立度ランクⅢ以上」割合のいずれかについて、届出を行った以降の記録がされていない。
- ・ 当該加算の算定に必要な介護福祉士の員数の要件を満たすことについて、届出を行った月以降の記録がされていない。

●ポイント

届出を行った月以降においても、要件を満たしていることが確認できる管理簿を毎月整備すること。

●根拠法令

・ 基準告示注7

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 日常生活継続支援加算(Ⅰ) 36単位
- (2) 日常生活継続支援加算(Ⅱ) 46単位

事例 1 : 日常生活継続支援加算②

●根拠法令

・施設基準第50(抜粋)

(2) 次のいずれかに該当すること。

a 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者の占める割合が100分の70以上であること。

b 算定日の属する月の前六月間又は前十二月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が百分の六十五以上であること。

c (略)

(3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が七又はその端数を増すごとに1以上であること。

(略)

・留意事項通知第2・5(8)

③ (略) また、届出を行った月以降においても、毎月において直近6月間又は12月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要である。これらの割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならない。

④ (略)

⑤ (略) また、介護福祉士の員数については、届出日の属する月の前三月間における員数の平均を、常勤換算方法を用いて算出した値が、必要な人数を満たすものでなければならない。さらに、届出を行った月以降においても、毎月において直近三月間の介護福祉士の員数が必要な員数を満たしていることが必要であり、必要な人数を満たさなくなった場合は、直ちに訪問通所サービス通知第一の5の届出を提出しなければならない。略。

事例 2 : 看護体制加算 (Ⅱ)

指摘事項

施設の機能訓練指導員又は、併設する短期入所生活介護事業所等と兼務している看護職員について、当該施設での看護職員として従事した勤務時間数が不明確であったため、あらためて確認したところ、本加算の算定に必要な人数を配置していなかった。

●ポイント 毎月の勤務表に常勤換算数を記載し、基準を満たしていることを確認すること。

●根拠法令

・施設基準第51 (一部抜粋)

八 看護体制加算 (Ⅱ)

(2)看護職員の数、常勤換算方法で、入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、指定基準第2条第1項第3号ロに定める指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に1を加えた数以上であること。

<例：入所者数60名の指定介護老人福祉施設の場合 八(2)>

必要な看護職員数は、前半の要件では、常勤換算方法で3以上であるが

後半の要件では、常勤換算方法で3 + 1の4以上が必要となる。

また、常勤の看護職員が4名配置されている場合であっても、そのうち1名が機能訓練指導員を兼務している場合又は併設する短期入所生活介護事業所等の看護職員等を兼務している場合は、当該施設における看護職員としての常勤換算数が「1」にはならないため、加算 (Ⅱ) の要件は満たさない。

事例3：看取り介護加算

指摘事項

看取りの実績等を踏まえ、適宜看取りに関する指針の見直しをしていなかった。

●ポイント

医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定介護老人福祉施設における看取りの実績を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこととされている。

⇒毎回の見直しは必要ないが、実績を踏まえ適宜指針の内容が検討されるような体制を整えること。

●根拠法令

・施設基準第54イ

(3) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

※ 受講確認の入力をお願いします ※

- ▶ 受講が終わりましたら、受講した**事業所名**と**所在市町村**を入力してご回答ください。
- ▶ 複数の事業所から代表の方が受講した場合も、以下に全ての事業所についてそれぞれご入力ください。
- ▶ 回答期限：**令和6年6月30日（日）**
- ▶ 入力はこちらから（**介護老人福祉施設**）

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=zCf4yk5N>